

平成30年度第2回野田市環境審議会 会議次第

《日時》 平成30年10月17日(水) 10:30～

《場所》 野田市役所8階 大会議室

1 委員長挨拶

2 市長挨拶

3 諮 問

野田市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例の制定について

4 議 事

議案第1号 野田市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例(案)の
制定について

5 そ の 他

野 環 環 第 176 号
平成30年10月17日

野田市環境審議会
委員長 菊池 喜昭 様

野田市長 鈴木 有



諮 問 書

野田市環境審議会条例第2条の規定に基づき、次の事項について、貴審議会の意見を求めます。

1 諮問事項

野田市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例の制定

2 諮問趣旨

昨今、原子力や火力に極端に依存した電力エネルギー政策を転換する上で、再生可能エネルギーの普及が社会的に求められています。しかし、自然環境を利用するエネルギーにも関わらず、太陽光発電設備を無秩序に普及させた場合には、環境破壊につながり、今後大きな問題になることが懸念されます。

つきましては、太陽光発電設備の設置や維持管理等に関して、事業の事前周知や事前協議、事業の着手、完了時における届出及び維持管理に係る遵守事項を義務付けることで、災害の防止や生活環境の保全及び地域社会との調和を図るため、新たに条例を制定することについて諮問いたします。

平成30年度 第2回野田市環境審議会

議案第1号 野田市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例
(案)の制定について

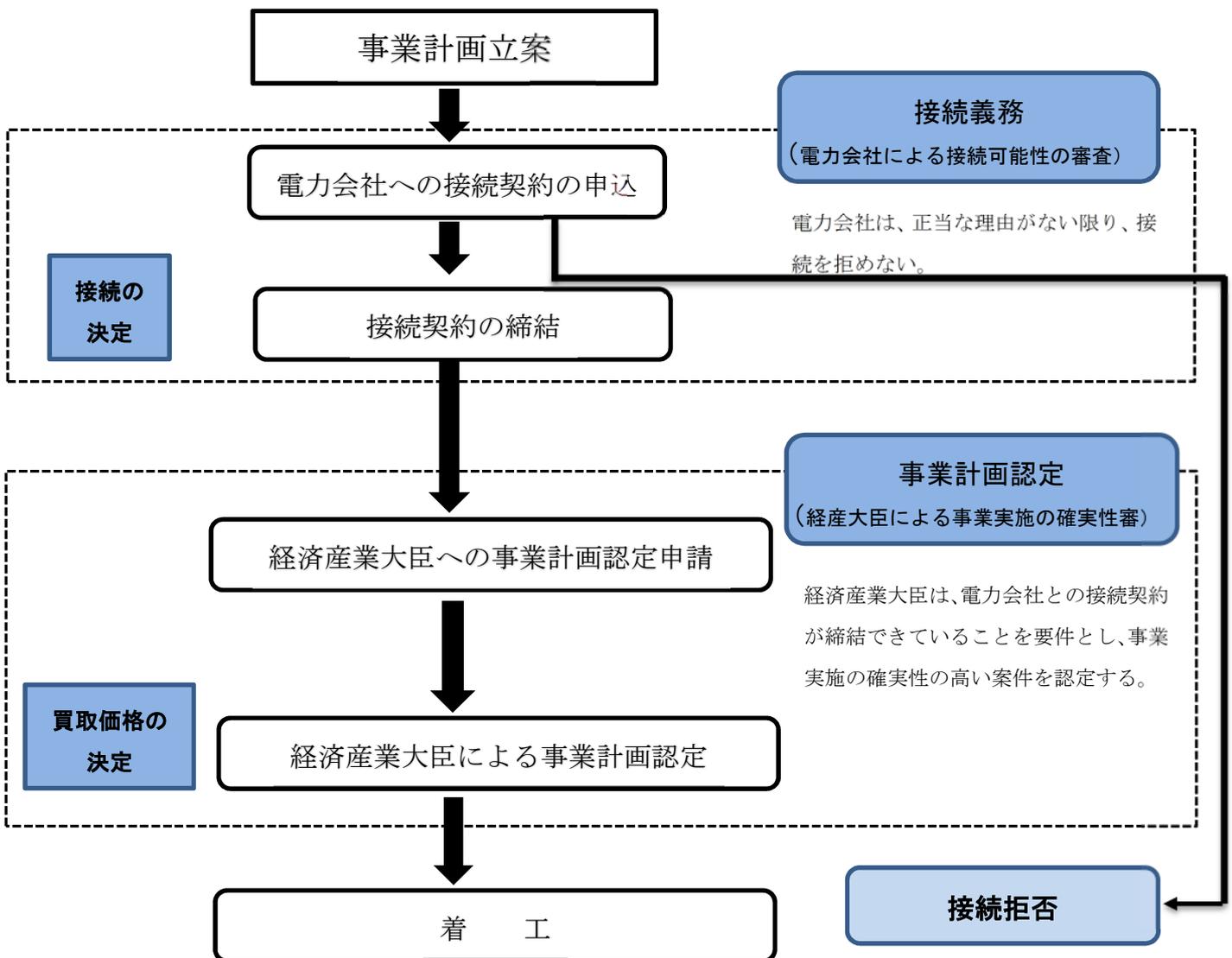
平成30年10月17日

市内における「太陽光発電設備」の設置状況について

《現況》

市内における「太陽光発電設備」の設置状況は、固定価格買取制度に基づく設置は、経済産業大臣への設備認定の申請のみとなっており、市には直接情報は入りません。

《再生可能エネルギー発電設備の設置までの一般的な流れ》



関連許認可手続き

- ・農地転用許可手続 千葉県・野田市 ・開発許可手続 千葉県・野田市
- ・森林における開発許可等手続 千葉県・野田市
- ・埋蔵文化財包蔵関連 千葉県・野田市・土地の埋立等の行為 許可申請 野田市
- ・その他

【接続拒否できる正当な理由】

- ・一定の出力制御（太陽光；年360時間）に同意しない場合
- ・送電可能容量を超過することとなる場合
- ・供給が需要を上回る場合 等

《市内における大規模な太陽光発電設備》

市内における大規模な太陽光発電設備の設置は、市が把握している事業面積が20,000平方メートル以上のものは10件であり、森林伐採を伴う林地開発や大規模な農地転用や埋立事業によるものです。

野田市内の大規模（事業地面積20,000㎡以上）太陽光発電所

No	場 所	面 積㎡	発電量kw
1	岩名地先（岩名中学校南の江戸川堤防沿い）	約23,000	約1,700
2	目吹地先（すみれコース北端の北側窪地）	約26,000	約1,800
3	上三ヶ尾地先1（千葉商科大学発電所）	約47,000	約2,800
4	上三ヶ尾地先2（千葉商科大学発電所の南隣地）	約23,000	約1,300
5	上三ヶ尾地先3（千葉商科大学発電所の南）	約20,000	約1,200
6	西三ヶ尾地先（野田さくら霊園隣地一）	約27,000	約1,800
7	木間ヶ瀬向ノ内地先（向ノ内森林公園の隣地）	約45,000	
8	木野崎地先（木野崎病院の西）	約22,000	
9	上三ヶ尾地先（普門寺隣地、特養すばるの北）	約28,000	約1,100
10	桜の里1-5-1（清水台小学校西側）	約28,000	約2,200

《小規模農転》

小規模なものとして、農地転用によるものが市内に点在しており、下表に示すとおり、平成29年度までに、432件が農地転用により太陽光発電設備が設置されています。平成26年度の134件をピークに近年は、減少傾向を示しています。

表－1 農地転用等に伴う太陽光発電設備設置状況

年度	市街化区域(届出)		調整区域(許可申請)		合 計	
	件数(件)	転用面積(㎡)	件数(件)	転用面積(㎡)	件数(件)	転用面積(㎡)
25	2	979.00	57	82,696.96	59	83,675.96
26	3	2,331.00	131	172,549.01	134	174,880.01
27	4	4,258.50	107	111,928.27	111	116,186.77
28	0	0.00	76	79,075.62	76	79,075.62
29	5	7,524.00	47	55,885.00	52	63,409.00
合 計	14	15,092.50	418	502,134.86	432	517,227.36

《固定価格買取制度》

資源エネルギー庁の固定価格買取制度（2012年7月開始）における再生可能エネルギー発電設備の導入状況は、制度開始前に発電を開始していた設備、もしくは、太陽光発電の余剰電力買取制度の下で買取対象となっていた設備で、本制度開始後に本制度へ移行した設備は、移行認定分として、10kw未満は1,948件で10kw以上が8件となっています。

※ 固定価格買取制度

再生可能エネルギーの固定価格買取制度は、再生可能エネルギー源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電気を、国が定める固定価格で一定の期間電気事業者へ調達を義務づけるもので、2012年7月1日にスタートしたものの。

【表B ①-2】市町村別導入件数(移行認定分)

	太陽光発電設備						
	10kW未満	10kW以上	うち 50kW未 満	うち 50kW 以上 500kW未 満	うち 500kW以 上 1,000kW 未満	うち 1,000kW 以上 2,000kW 未満	うち 2,000kW 以上
千葉県野田市	1,948	8	7	1	0	0	0

固定価格買取制度開始後の導入件数は、平成29年9月末現在で、10kw未満が1,764件で、10kw以上は868件でその内50kw未満が92.6%を占めています。平成26年4月～平成29年3月までの経年変化に着目した場合、最も設置率が高いのは、10kw未満の小規模な発電設備で建築物の屋根又は屋上に設置するものとなっています。また、独立した太陽光発電設備としては、50kw未満のものが最も設置率が高く、年間で約200ヶ所が設置されています。大規模な造成や森林伐採が行われる1,000kw以上のものは、年間5ヶ所程度であり近年は底打ちの傾向が出ています。

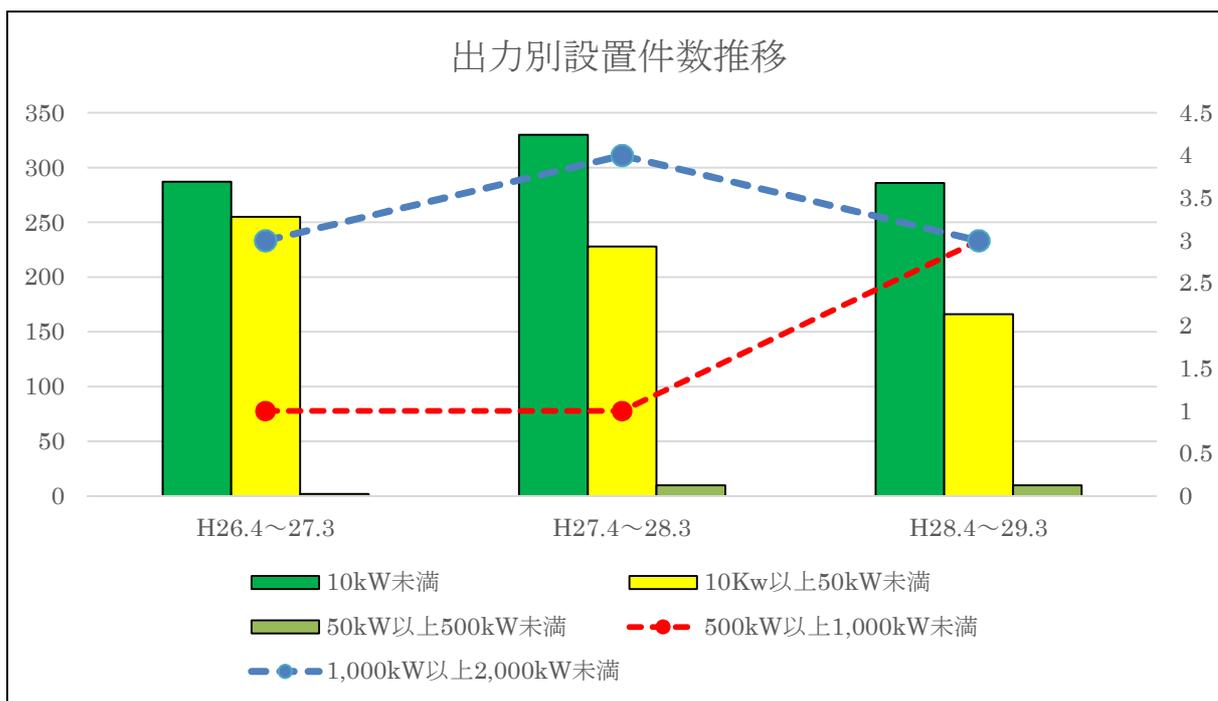
平成 29 年 9 月末現在

【表 B ①-1】市町村別導入件数

(新規認定分)

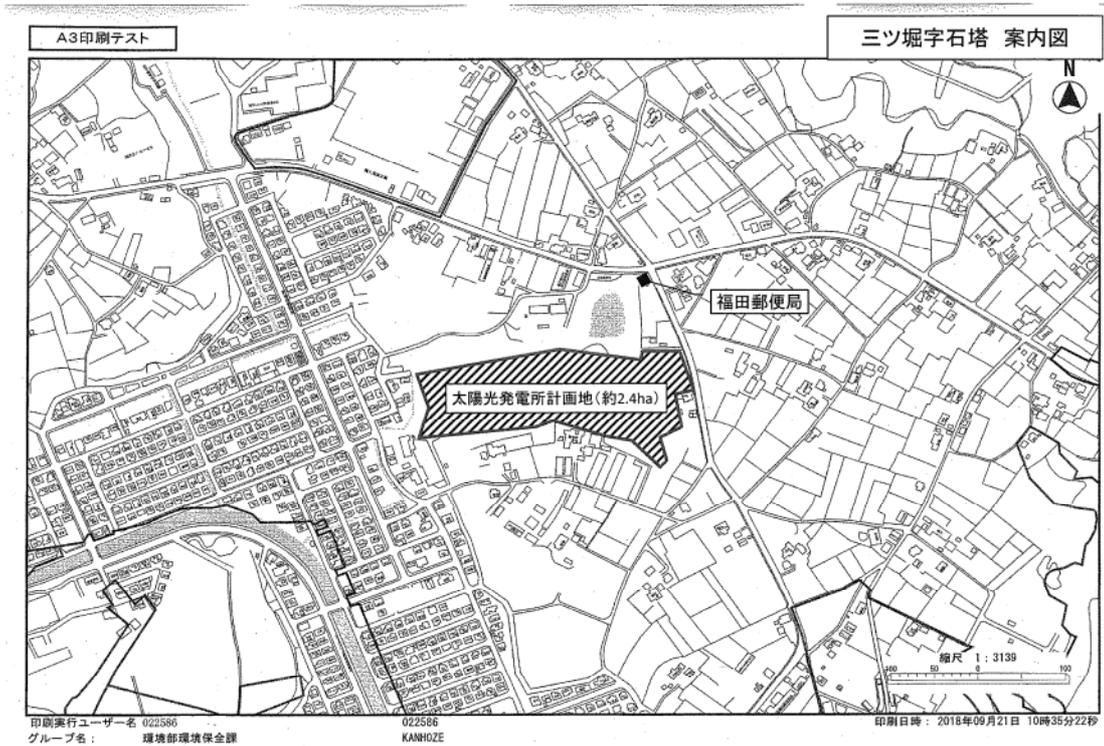
千葉県 野田市	太陽光発電設備							
	10kW 未満		10kW 以上					
		うち自家 発電設 備併設	うち 50kW 未満	うち 50kW 以上 500kW 未 満	うち 500kW 以 上 1,000kW 未満	うち 1,000kW 以上 2,000kW 未満	うち 2,000kW 以上	
	1,764	35	868	804	42	8	14	0

固定価格買取制度導入件数の推移



《将来計画》

市が把握している今後の事業面積 20,000 平方メートル以上の太陽光発電設備設置計画は、下図のとおり、県許可の埋立事業が完了した三ツ堀地先（福田郵便局付近）が農地転用の協議が開始されたと聞いております。



《訴訟問題》

① 太陽光発電設備の設置に関する係争例

筑波山中腹で民間業者が進めていた太陽光発電施設建設設計画を巡り、つくば市の建設業者が県に対し、太陽光発電設備設置の不許可処分の取り消しを求める訴訟問題。提訴は2016年4月28日付。

【争点】

太陽光発電所設置予定の民有地が筑波山山頂などから展望する場合、眺望の妨げになるか否かが争われていた。

【判決】

「眺望に著しい支障を及ぼすとは認められない」として業者側の請求通り、県の処分を取り消し、設置許可を義務付けた。

岡田裁判長は、周辺には複数の建物が存在しており、民有地が眺望に占める割合はわずかだとして、「影響は部分的なものにとどまる」と判断。また、業者が樹木の一部温存や植樹をしたり、太陽光パネルの高さを一定程度に抑えたりするなど、景観への影響を軽減する措置を予定していることも考慮した。その上で、岡田裁判長は県が業者の申請を許可しないことについて「裁量権の範囲を超え、濫用となると認められる」と結論付けた。

《規制対象の規模について》

1) 近隣市の例 30kwh以上を対象としている事由について

- ① 規制対象を30kw以上にした根拠
- ② 自粛要請区域を10kw以上にした根拠

回答 ①, ②に設定した積み上げによる根拠はありません。

条例制定のきっかけとなった事例が、斜面林を利用した30kwの太陽光発電設備であったことから、30kwに設定している。

50kw未満の事例が多いことも理由の一つ

2) 事業者からの意見

50kWh 定量の設備が一番利益率が良いとされている。ただし、冬場の発電ロスを考慮し、過積載として95kWhでシステムを設置する場合も考えられる。

(夏場の50_kWh以上は、売電できない)

3) 採算性からの検討

条件

システム単価	180,000~250,000円/kwh
日照時間	(a+b) /2=1,604h
	a)年内日照時間(千葉県) 2,113h
	b)1日4~5時間×365日×2/3=1,095h

長期買取価格 30年度 18円/kwh
試算結果

総出力(kwh)	10	30	49	50	75	100
システム費用	¥2,150,000	¥6,450,000	¥10,535,000	¥10,750,000	¥16,125,000	¥21,500,000
土地代等	¥1,480,000	¥4,440,000	¥7,252,000	¥7,400,000	¥11,100,000	¥14,800,000
高圧受電設備				¥625,000	¥937,500	¥1,250,000
保守点検費用				¥500,000	¥600,000	¥700,000
その他経費				¥200,000	¥200,000	¥200,000
計	¥3,630,000	¥10,890,000	¥17,787,000	¥19,475,000	¥28,962,500	¥38,450,000
kw当たりの単価	¥363,000	¥363,000	¥363,000	¥389,500	¥386,167	¥384,500

設置年数	総出力別初期投資回収額					
	10kwh	30kwh	49kwh	50kwh	75kwh	100kwh
1	¥-3,341,280	¥-10,023,840	¥-16,372,272	¥-18,031,400	¥-26,797,100	¥-35,562,800
2	¥-3,052,560	¥-9,157,680	¥-14,957,544	¥-17,087,800	¥-25,231,700	¥-33,375,600
3	¥-2,763,840	¥-8,291,520	¥-13,542,816	¥-16,144,200	¥-23,666,300	¥-31,188,400
4	¥-2,475,120	¥-7,425,360	¥-12,128,088	¥-15,200,600	¥-22,100,900	¥-29,001,200
5	¥-2,186,400	¥-6,559,200	¥-10,713,360	¥-14,257,000	¥-20,535,500	¥-26,814,000
6	¥-1,897,680	¥-5,693,040	¥-9,298,632	¥-13,313,400	¥-18,970,100	¥-24,626,800
7	¥-1,608,960	¥-4,826,880	¥-7,883,904	¥-12,369,800	¥-17,404,700	¥-22,439,600
8	¥-1,320,240	¥-3,960,720	¥-6,469,176	¥-11,426,200	¥-15,839,300	¥-20,252,400
9	¥-1,031,520	¥-3,094,560	¥-5,054,448	¥-10,482,600	¥-14,273,900	¥-18,065,200
10	¥-742,800	¥-2,228,400	¥-3,639,720	¥-9,539,000	¥-12,708,500	¥-15,878,000
11	¥-454,080	¥-1,362,240	¥-2,224,992	¥-8,595,400	¥-11,143,100	¥-13,690,800
12	¥-165,360	¥-496,080	¥-810,264	¥-7,651,800	¥-9,577,700	¥-11,503,600
13	¥123,360	¥370,080	¥604,464	¥-6,708,200	¥-8,012,300	¥-9,316,400
14	¥412,080	¥1,236,240	¥2,019,192	¥-5,764,600	¥-6,446,900	¥-7,129,200
15	¥700,800	¥2,102,400	¥3,433,920	¥-4,821,000	¥-4,881,500	¥-4,942,000
16	¥989,520	¥2,968,560	¥4,848,648	¥-3,877,400	¥-3,316,100	¥-2,754,800
17	¥1,278,240	¥3,834,720	¥6,263,376	¥-2,933,800	¥-1,750,700	¥-567,600
18	¥1,566,960	¥4,700,880	¥7,678,104	¥-1,990,200	¥-185,300	¥1,619,600
19	¥1,855,680	¥5,567,040	¥9,092,832	¥-1,046,600	¥1,380,100	¥3,806,800
20	¥2,144,400	¥6,433,200	¥10,507,560	¥-103,000	¥2,945,500	¥5,994,000

採算性の検討を実施した結果、50kwh以上の太陽光発電設備は、電気事業法第42条によって届で出た保安規定による点検等や43条に規定する電気主任技術者の選任等、維持費が高くなることから初期投資を回収するまでには、固定価格買い取り制度内(20年)以上を要する結果となりました。

また、50kwh未満の一般電気工作物の場合は、12年程度で初期投資を回収するため、一定程度のメリットがある結果となりました。

従いまして、今回の条例における対象規模は、30kwh以上にしたいと思います。

≪他市の規制状況≫

自治体名	条例名	規制対象設備	事前協議	事業計画届出期日	抑制区域	事業の周知（自治会及び近隣関係者）	標識の設置	審議会の審査等	備考
野田市	野田市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例	太陽光 発電出力が30Kw以上	事前協議 要 事業の内容を記載した事前協議書を市長に届け出て、市長と協議しなければならない。	着手しようとする日の60日前	事業を自粛するように要請する区域 市内全域	地域住民等（事業区域を含む自治会の区域に居住する住民）に対して、事業内容等を周知するとともに、地域住民から説明会の開催の要請があったときは、説明会を開催	事業着手日60日前から事業完了する日まで	不要	
我孫子市	我孫子市太陽光発電設備の適正な設置を図るための手続に関する条例	太陽光 発電出力30kW以上 自粛要請区域は10kW以上	不用	標識設置日から20日以上経過した日から、設置事業着手日の前日まで	自粛を要請する区域 ・土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域内の斜面地 ・我孫子市手賀沼沿い斜面林保全条例に規定する指定斜面林を含む区域 ・我孫子市景観条例に規定する特定地区（手賀沼ふれあいライン特定地区）	隣接する（境界から10m）土地・建物所有者、管理者、占有者から説明を求められた場合	電力受給契約の申込日の30日前から事業完了まで	不要	
結城市	結城市生活環境等と太陽光発電設備設置事業との調和及び運営事業の適正管理に関する条例	太陽光 発電出力10kW以上	事前協議 要 ・発電出力50kW以上の太陽光発電設備を設置する場合 ・500㎡以上の土地に太陽光発電設備を設置する場合 ・500㎡以上の土地を太陽光発電設備の設置の目的のために造成する場合 ・事業区域内に抑制区域が含まれる場合	（実施協議） 着手日の30日前	事業を行わないよう協力を求める区域 ・農用地区域、甲種農地、第1種農地、採草放牧地（農地法、農振法） ・地域森林計画対象民有林（森林法） ・土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法） ・河川区域、河川保全区域、河川予定地（河川法） ・重要文化財、国指定史跡、名勝、天然記念物等指定地（文化財保護法） ・県指定有形文化財、名勝、天然記念物等指定地（茨城文化財保護条例） ・城跡周辺地区、地区計画区域（城跡周辺地区地区計画） ・工業専用地域を除いた市街化区域（都市計画法） ・その他景観上重要であると市長が認めた地区	事前協議終了後、実施協議を行う前に自治会長、隣接住民（隣接する敷地の建築物の使用者・所有者及び土地所有者）へ説明 その後、周辺住民（境界から50m以内）に説明会を実施	説明をした日から事業完了まで	不要	事前協議等対象設備外は、着手日の30日前に届出要 ・発電出力50kW未満の太陽光発電設備を設置する場合 ・500㎡未満の土地に太陽光発電設備を設置する場合 ・500㎡未満の土地を太陽光発電設備の設置の目的のために造成する場合

自治体名	条例名	規制対象設備	事前協議	事業計画届出期日	抑制区域	事業の周知（自治会及び近隣関係者）	標識の設置	審議会の審査等	備考
古河市	古河市内における太陽光発電設備設置に関する条例	太陽光 発電出力 50kW以上	事前協議 要 地域住民及び近隣関係者への周知の範囲及び方法について市長と協議	着手日の 60日前	立地に慎重な検討が必要な地域 ・農地(農地法第4条第6項、第5条第2項第1号に規定する農地) ・重要文化財、埋蔵文化財包蔵地及びその近接地、史跡名勝天然記念物の所在地(文化財保護法) ・指定文化財、史跡名勝天然記念物(茨城県文化財保護条例、古河市文化財保護条例) ・土砂災害特別警戒区域(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律) ・急傾斜地崩壊危険区域(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律) ・森林区域(森林法第5条第2項第1号) ・景観形成重点地区、景観形成重点路線(古河市景観条例第10条第1項) ・要措置区域(土壌汚染対策法第6条、第11条に規定する形質変更時要届出区域) ・市街化区域(都市計画法第7条第1項)、都市施設の予定区域(第11条第1項)、計画区域(第12条の4)	事業区域を含む自治会等の区域内に居住する住民に周知し、説明会を求められた場合は実施 隣接する(境界から20m未満)土地・建物所有者、居住者へ説明	不要	不要	
石岡市	石岡市太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例	太陽光 発電出力 50kW以上	事前協議 要 事前協議後、地域住民等へ説明会の開催	着手日の 30日前	太陽光発電設備設置事業を行わないように協力を求める区域 ・砂防指定地(砂防法) ・保安林(森林法) ・急傾斜地崩壊危険区域(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律) ・土砂災害警戒区域(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律) ・自然環境保全地域(茨城県自然環境保全条例) ・重要文化財、国指定史跡名勝天然記念物等の指定地、県指定有形文化財、県指定史跡名勝天然記念物等の指定地、市指定有形文化財、市指定史跡名勝天然記念物等の指定地、周知の埋蔵文化財包蔵地(文化財保護法、茨城県文化財保護条例、石岡市文化財保護条例) ・国定公園(特別保護地区及び特別地域)(自然公園法) ・県立自然公園(特別地域)(茨城県立自然公園条例) ・先導的な景観形成地区(石岡市景観条例) ・農業振興地域内の農用地区域、甲種農地、第1種農地(農業振興地域の整備に関する法律、農地法) ・地球磁気観測所における観測上の障害を及ぼすおそれのある区	事業区域周辺に居住する住民及びその区域に事業区域の一部又は全部を有する区、自治会等に説明会を開催 事業区域の境界から50m以内の区域に土地又は建築物を所有する者へ説明会を開催	設置事業の施工期間中	不要	

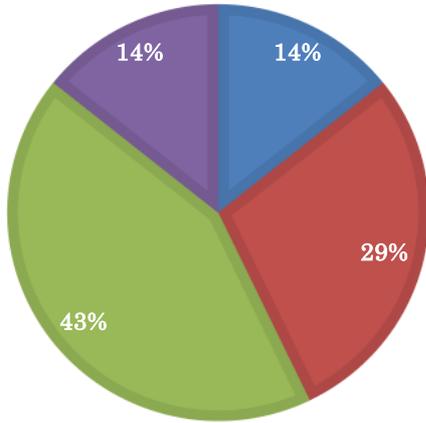
自治体名	条例名	規制対象設備	事前協議	事業計画届出期日	抑制区域	事業の周知（自治会及び近隣関係者）	標識の設置	審議会の審査等	備考
龍ヶ崎市	龍ヶ崎市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例	太陽光	事業区域 500㎡超又は抑制区域での事業	着手日の60日前	域（電気事業法、電気設備に関する技術基準を定める省令） 事業を行わないよう協力を求める区域 ・牛久沼近郊緑地保全区域（首都圏近郊緑地保全法第3条第1項） ・中沼自然環境保全地域（茨城県自然環境保全条例第3条第1項）、八代富士浅間緑地環境保全地域（第10条第1項） ・豊かな自然環境が保たれ、かつ、本市を象徴する魅力ある景観が形成されている区域 ・市街化区域（工業専用地域を除く。）（都市計画法第7条第1項） ・文化財と一体をなす区域（文化財保護法等） ・急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項） ・土砂災害警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項）	事業計画提出前に、事業区域境界から300m以内の自治会、事業区域に搬入路の道路を含む自治会へ周知 説明会開催要請があった場合は実施 事業計画提出前に、隣接する（境界から6m未満）土地・建物所有者及び居住者へ周知 説明の要請があった場合は実施	不要	不要	事業区域500㎡以下かつ抑制区域外での事業 条例の適用は受けないが、条例の趣旨を踏まえて事業実施に努めていただく。
土浦市	土浦市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例	太陽光	発電出力50kW以上	不要	事業を行わないよう協力を求める区域 ・国定公園（自然公園法第2条第3号）、特別保護地区（第21条第1項）、第1種特別地域（自然公園法施行規則第9条の2第1号）、第2種特別地域（同条第2号）、第3種特別地域（同条第3号） ・茨城県自然環境保全条例第3条第1項の規定により指定された自然環境保全地域内の同条例第6条第1項の規定により指定された特別地区 ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項の規定により指定された鳥獣保護区内で同法第29条第1項の規定により指定された特別保護地区 ・農地法第4条第6項第1号イに規定する農用地区域、同法第4条第6項第1号ロに掲げる農地のうち市街化調整区域内にある農地法施行令第6条に規定する甲種農地、同法第4条第6項第1号ロに掲げる農地のうち甲種農地以外の第1種農地 ・森林法第25条の規定により指定された保安林 ・河川法第6条第1項に規定する河川区域、同法第54条第1項の規定により指定された河川保全区域及び同法第56条第1項の規定により指定された河川予定地 ・砂防法第2条に基づき、治水上砂防のための砂防設備を要する土地又は一定の行為を禁止し、若しくは制限すべき土地として、国土交通大臣が指定した砂防指定地 ・地すべり等防止法第3条第1項の規定により指定された地すべ	事業計画提出前に、事業区域周辺に居住する住民が所属する自治会等へ説明 説明会を求められた場合は説明会実施 隣接する土地・建物所有者及び居住者へ説明	着手日の60日前から事業完了まで	不要	出力500kW未満の事業や既に設置又は条例制定前に着手した事業は、条例の適用は受けないが、条例の趣旨を踏まえて事業実施に努めていただく。

自治体名	条例名	規制対象設備		事前協議	事業計画届出期日	抑制区域	事業の周知（自治会及び近隣関係者）	標識の設置	審議会の審査等	備考
						り防止区域 ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域 ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域 ・土浦市景観条例第10条第1項の規定により指定された景観形成重点地区 ・都市計画法第9条第21項に規定する風致地区 ・文化財保護法第92条第1項に規定する埋蔵文化財包蔵地				
北茨城市	北茨城市太陽光発電施設の適正管理による地域環境の保全に関する条例	太陽光	ア 出力が500キロワット以上であるもの イ 事業区域の面積が5,000平方メートル以上であるもの	不要	着手日の60日前	特になし	地域住民に対し、あらかじめ、設置を計画している太陽光発電施設について説明会を実施 周辺住民（事業区域の境界から概ね300メートルの区域内に居住する者及び当該事業区域内において事業を営む者をいう。）	不要	不要	対象設置者は、太陽光発電施設の災害時及び廃止後の措置に充てる費用について計画的に積立てを行わなければならない。積み立てる費用は太陽光発電施設の設置に要した費用として経済産業大臣に情報を提供した額の100分の5以上の額とする。
笠間市	笠間市内における太陽光発電設備設置事業と住環境との調和に関する条例	太陽光	事業区域10,000㎡超	事前協議 要 事前協議後、該当行政区に居住する市民及び近隣関係者に対して説明会を開催	工事着手前	事業を行わないよう協力を求める区域 ・茨城県立自然公園内（自然公園法） ・自然環境保全地域、緑地環境保全地域（自然環境保全法） ・都市計画決定された都市施設内（都市計画法） ・茨城県土砂災害警戒区域に指定されている上部位置（土砂災害防止法）	事業区域を含む該当行政区に居住する市民に対して説明会を開催 事業区域の境界線に接する土地又は土地にある建築物を所有する者若しくは建築物に居住する者に説明会を開催	太陽光発電設備設置後、発電事業が完了等するまでの間、管理者等を事業地内の公衆の見やすい場所に掲示	不要	
富士宮市	富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー	太陽光	太陽電池モジュールの総面積が	不要	着手日の60日前	市長が事業の同意をしない区域 ・地域を象徴する優れた景観として、良好な状態が保たれていること。 ・豊かな自然環境が保たれ、学術上必要な自然環境を有していること。 ・歴史的又は郷土的な特色を有していること。	事業区域内自治会へ説明会の開催 隣接する土地・建物所有者へ説明	不要	不要	太陽電池モジュールの総面積が1,000㎡以下については、別途ガイ

	発電設備設置事業との調和に関する条例	風力	1,000 m ² 超 高さ 10m 超			ただし、太陽電池モジュールの総面積が 12,000 m ² 以下で次の区域は除く。 ・富士宮市総合計画で定めた土地利用構想図の自然保全地域、環境緑地地域、防災・水資源保全地域及び農業地域並びに市長が別に定める富士山景観重点地域以外				ドライン有
--	--------------------	----	--	--	--	---	--	--	--	-------

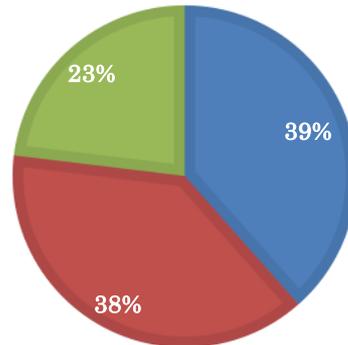
規制対象

■ 10Kwh以上 ■ 30Kwh以上 ■ 50Kwh以上 ■ 500Kwh以上



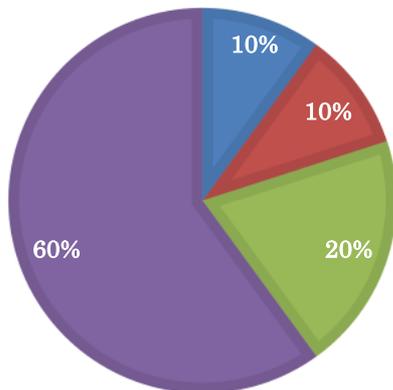
事業の周知方法

■ 要請により自治会等への説明会開催
■ 周辺住民へ説明会開催
■ 周辺住民へ個別説明



届出期日

■ 着手日前 ■ 看板設置日20日後から着手日
■ 着手日30日前 ■ 着手日60日前



野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、市内における太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理に関し必要な事項を定めることにより、災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、太陽光を再生可能エネルギー源とする設備（建築物の屋根又は屋上に設置するもの、送電に係る電柱等を除く。）をいう。
- (2) 設置事業 太陽光発電設備の設置を行う事業（盛土、切土等の土地の造成並びに立木及び竹木の伐採を含む。）をいう。
- (3) 発電事業 太陽光発電設備を維持管理する事業をいう。
- (4) 事業者 設置事業又は発電事業を行う者をいう。
- (5) 事業区域 設置事業又は発電事業を行う一団の土地（継続的又は一体的に当該設置事業又は当該発電事業を行う土地を含む。）をいう。
- (6) 地域住民 事業区域を含む自治会（一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成される団体をいう。）の区域に居住する住民をいう。
- (7) 近隣関係者 事業区域の境界から50メートル以内の区域に土地又は建築物を所有する者及び当該建築物に居住する者をいう。

（市の責務）

第3条 市は、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、設置事業及び発電事業の実施に当たり、関係法令及びこの条例を遵守し、本市における災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊か

な自然環境及び魅力ある景観の保全に十分配慮するとともに、地域住民及び近隣関係者（以下「地域住民等」という。）との良好な関係を保つよう努めなければならない。

（適用範囲）

第5条 この条例の規定は、発電出力が30キロワット以上の太陽光発電設備に係る設置事業及び発電事業について適用する。

（抑制区域）

第6条 市長は、本市における災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全が必要な地区を抑制区域として指定するものとする。

2 市長は、抑制区域において設置事業が計画された場合は、当該事業者に対し、当該設置事業を自粛するよう要請するものとする。

（設置事業の周知等）

第7条 事業者は、次条第1項の規定による届出を行う前に、地域住民等に対し、同項各号に掲げる事項、当該設置事業の工事に係る施工方法及び安全対策その他周知すべき事項を周知するとともに、地域住民から当該設置事業に係る説明会の開催の要請があったときは、これに応じなければならない。

2 事業者は、前項の周知又は説明会の開催により、地域住民等の理解を得るよう努めなければならない。

3 事業者は、設置事業に着手しようとする日の60日前から当該設置事業が完了する日まで、規則で定める看板を事業区域内の見やすい場所に設置しなければならない。

（届出及び協議）

第8条 事業者は、市内において設置事業を実施しようとするときは、当該設置事業に着手しようとする日の60日前までに、次に掲げる事項を市長に届け出ることにより、市長と設置事業に関する協議を開始しなければならない。

(1) 事業者の氏名、住所及び連絡先（法人にあっては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び連絡先）

(2) 設置事業の着手予定年月日及び完了予定年月日

(3) 事業区域の所在、地番、地目及び面積

- (4) 設置事業及び発電事業の内容
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 事業者は、前項の規定により届け出た事項に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(協議終了の通知)

第9条 市長は、前条第1項の規定による協議が終了したときは、事業者に当該協議が終了した旨を通知するものとする。

2 市長は、必要に応じて、前項の通知に意見を付すものとする。

3 事業者は、第1項の通知を受けるまでは、設置事業に着手してはならない。

(事業の着手等の届出)

第10条 事業者は、設置事業の着手、完了、中止若しくは再開又は発電事業の開始若しくは終了をした場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

(事業に関する遵守事項)

第11条 事業者は、設置事業及び発電事業の実施に当たっては、規則で定める事項を遵守しなければならない。

2 事業者は、発電事業の開始の日から当該発電事業が終了する日まで、規則で定める看板を事業区域内の見やすい場所に設置しなければならない。

(事業の完了又は終了の確認)

第12条 市長は、第10条の規定による設置事業の完了の届出又は発電事業の終了の届出があったときは、当該設置事業の完了又は当該発電事業の終了の状況について確認を行うものとする。

(報告及び立入調査)

第13条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、設置事業若しくは発電事業に関する報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、営業所、事業所若しくは事業区域に立ち入らせ、設置事業若しくは発電事業に関する事項について調査させ、若しくは関係者に対する質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたもの

と解釈してはならない。

(助言、指導及び勧告)

第14条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な措置を講ずるよう助言又は指導を行うことができる。

2 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第8条第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(2) 正当な理由がなく第9条第1項に規定する協議終了の通知を受ける前に事業に着手したとき。

(3) 前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(4) 前項の規定による助言又は指導に正当な理由がなく従わなかったとき。

(公表)

第15条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、当該事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに当該勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該事業者に対し、その旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行し、同年7月1日以後に設置事業に着手する太陽光発電設備に係る設置事業及び発電事業について適用する。

【別表】設置事業に関する遵守事項（案）

関連法令等の遵守	電気事業法（昭和39年法律第170号）	電気事業法を遵守し、太陽光発電設備の工事を行うことができる有資格者が決定していること。
	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律108号）	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の事業計画認定（設備認定）及び電力会社との系統連系に関する協議が進められ、事業を行うことに支障がないこと。
	道路法（昭和27年法律第180号）	工事車両等に関して、道路管理者と協議すること。協議の結果、特殊車両の許可を要する場合には、当該許可を受け、又はその見込みがあること。
		工事に使用する道路に関して道路管理者と協議し、工事車両等により道路を損傷した場合には、事業完了後に、原形復旧をすること。
その他関連法令等の遵守	事業に関連する法令及び条例等を遵守しなければならない。	
事業の 確実性	土地及び建物の使用权又は所有者の同意	事業者が事業区域の土地及び建物を使用する権利があるか又は所有者の同意を得ていること。
	上記以外の権利者の同意	事業区域の土地及び建物に処分制限の登記における登記権利者がいる場合には、その者の同意を得ていること。
	資金計画	事業の工事の資金計画に支障がないこと。
	工事施工者	工事施工者に事業を行う能力及び信用

		があること。
事業区域の明確化	境界の明確化	事業区域の範囲を土地の筆界により明確にすること。
	フェンス等の設置	事業区域の外周に第三者が敷地内に進入できないようフェンス等を設置すること。
生活環境の維持	建設機械等による周辺への影響の防止	<p>1 建設機械又は工事に伴う騒音又は振動について、事業区域周辺に影響を与えないよう適切な対策を講ずること。</p> <p>2 工事に使用する建設機械に関して、騒音規制法（昭和43年法律第98号）及び振動規制法（昭和51年法律第64号）の届出済であるか又は手続上支障がないこと。</p>
	工事車両による周辺への影響の防止	工事車両の通行等による大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、砂又はほこりの飛散等により事業区域周辺に影響を与えないように適切な対策を講ずること。
	除草剤散布による周辺への影響の防止	<p>1 除草剤を散布する場合は、事前に散布の日時、使用する除草剤名及び除草剤による影響等について、地域住民等への周知を図るとともに、周辺に飛散しないように万全の対策を講ずること。</p> <p>2 学校、病院等の公共施設、住宅又は農地に隣接している場合には、それぞれの関係者と十分に協議すること。</p>
	太陽光発電設備による騒音及び振動の対策	1 太陽光発電設備（パワーコンディショナー、キュービクル等）から発生す

	<p>る騒音及び振動に関して、事前に地域住民等と協議し、必要な対策（緩衝帯の設置、防音壁の設置等）を講ずること。</p> <p>2 騒音規制法及び振動規制法の届出対象である場合には、届出済であるか又は手続上支障がないこと。</p>
太陽光発電設備による圧迫感、熱等の対策	<p>太陽光発電設備による圧迫感、熱等に関して、事前に地域住民等と協議し、必要な対策（緩衝帯の設置、植栽等の設置等）を講ずること。</p>
パネルの反射光の対策	<p>太陽光発電設備のパネルによる反射光に関して、事前に地域住民等と協議し、必要な対策（緩衝帯の設置、低反射タイプパネルへの変更又は傾きの調整）を講ずること。</p>
道路の視覚確保	<p>道路に近い場所に太陽光発電設備を設置する場合は、道路の見通しの妨げにならないよう必要な対策（道路から後退する等）を講ずること。</p>
緩衝帯の設置	<p>事業区域の境界に沿って、その内側に次の事業区域の面積に応じた緩衝帯が設けられること。</p> <p>1 0.3ヘクタール未満 幅1メートル以上</p> <p>2 0.3ヘクタール以上1ヘクタール未満 幅2メートル以上</p> <p>3 1ヘクタール以上 幅3メートル以上</p>
山林の保全	<p>山林の伐採は、最小限に留めるようにす</p>

		ること。
	緑化施設の設置	<p>造成（整地を含む。）を行う場合は、造成面積（太陽光発電設備を設置しようとする土地に隣接し、一体的な他の目的の利用のために造成した土地の面積を含む。）に応じ、それぞれ次に掲げる造成面積に対する割合の緑化施設（芝の設置、樹木の植栽又は樹木の保全）を、可能な範囲内において緩衝帯の設置場所付近に設けること。</p> <p>1 造成面積が2,000平方メートル未満の場合 10パーセント以上</p> <p>2 造成面積2,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 20パーセント以上</p> <p>3 造成面積が10,000平方メートル以上の場合 30パーセント以上</p>
	樹木を含む事業区域内廃棄物の適正処分	伐採した木竹、除根した木竹の根、雑草、腐植土、工事に伴う廃棄物等については、事業区域外に搬出し、適正な処分を行うこと。
魅力ある景観の保全	市街地の景観への配慮	市街地、住宅地等の街並み等の景観を阻害しないように太陽光発電設備の設置位置、形態意匠、色彩等に配慮すること。
	史跡、文化財等の景観への配慮	史跡、文化財等の景観を阻害しないように太陽光発電設備の設置位置、形態意匠、色彩等に配慮すること。
	自然の景観への配慮	山並み、丘陵、河川等の自然景観を阻害しないように太陽光発電設備の設置位

		置、形態意匠、色彩等に配慮すること。 自然の景観を損なわないように努めるとともに、自然の保全に努めること。
	植栽等による対策	景観への配慮が必要な地域に太陽光発電設備を設置する場合は、通行者、車両等から直接見えないよう、植栽等で対策を講ずること。
	太陽光発電設備のパネルの色彩等の対策	太陽光発電設備は、黒、グレー系、ダークブラウン系その他周囲と調和したできる限り目立たない色彩とすること。
	太陽光発電設備の色彩等の対策（パネル以外）	パワーコンディショナー、分電盤、フェンス等の付属設備の色彩は、周囲の景観と調和したできる限り目立たない色彩とすること。
災害の防止 (防災安全対策)	造成計画の調査及び設計	1 事業区域内の造成に伴い、現況高、計画高等の雨水処理対策の設計に必要な調査を行うこと。 2 高さ1メートルを超える擁壁を設置する場合には、地下水位の高さ、地質、地耐力等の擁壁計算に必要なデータを地盤調査により確認し、適切な擁壁等を設置する設計を行うこと。
	盛土及び切土工事に関する安全対策	造成した後の地盤に雨水その他地表水の浸透によるゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように、おおむね30センチメートル以下の厚みの層に分けた土盛り、ローラーその他これらに類する建設機械を用いた締固め等の措置を講ずること。 切土した後の地盤にすべりやすい土質の層があるときは、安全確保のための措

	<p>置を講ずること。</p>
	<p>のり面又は崖の上端に続く地盤面は、特別な事情がない限り、そののり面又は崖の反対方向に雨水その他地表水が流れるよう勾配が設けられていること。</p>
<p>崖地対策</p>	<p>造成により崖が生じた場合には、当該崖が擁壁で覆われていること。</p>
	<p>造成によりのり面が生じた場合には、当該のり面が擁壁で覆われているか又はのり面の保護対策がされていること。</p>
	<p>のり面又は崖の下端（のり面又は崖の下にあっては、のり面又は崖の上端）から太陽光発電設備（フェンス等の工作物を含む。）までの水平距離が、のり面又は崖の高さの2倍以上あること。</p>
	<p>のり面又は崖を造成して、太陽光発電設備を設置する場合には、千葉県が策定する「開発許可制度の解説」の宅地造成に関する工事の技術的基準に適合する段切り等を行うこと。</p>
	<p>造成後の地盤面の高さが0.5メートル以上で擁壁を設置する場合は、擁壁は建築用コンクリートブロック、コンクリート柵工等簡易な擁壁を使用せず、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造の擁壁を使用すること。</p>
	<p>1 擁壁の高さが1メートルを超える場合は、千葉県が策定する「開発許可制度の解説」の宅地造成に関する工事の</p>

	<p>技術的基準に適合すること。</p> <p>2 擁壁の高さが2メートルを超える場合は、建築確認を受けていること。</p>
雨水対策	<p>1 事業区域内の雨水は、敷地内で処理をすること。</p> <p>2 太陽光発電設備から発生する雨水について、雨水の落下地点が洗掘されず、雨水が敷地内に浸透するように雨樋の設置、碎石敷の設置等の対策を講ずること。</p> <p>3 事業区域外に明らかに雨水が流出すると市長が判断した場合には、市長が指定する雨水対策を講ずること。</p>
湧き水対策	<p>事業区域内に湧き水が発生している場合は、適切に処理する施設の設置等の対策をとること。</p>
事業区域と道路の接続	<p>事業区域と道路が接しており、工事車両等の通行に支障のない幅員が確保されていること。</p>
工事車両等に対する安全対策	<p>1 工事車両等が事業区域内外に出入りする際に、地域住民等及び道路通行車の安全を確保する措置を講ずること。</p> <p>2 地域住民等から更なる安全確保についての要請があった場合には、誠意をもって対応すること。</p>
工事期間中の安全対策	<p>工事期間中は、第三者が事業区域に進入しないよう措置を講ずること。</p>
	<p>工事中の土砂流出及び粉じん対策が必要となった場合は、仮囲い、素掘り側溝、小堤、仮排水処理施設、防塵ネット</p>

		等の設置等を行うこと。
	支持物（架台、架台基礎等）の安全確保対策	<p>太陽光発電設備の太陽電池モジュールの支持物は、支持物の高さにかかわらず日本工業規格 J I S C 8 9 5 5 「太陽電池アレイ用支持物設計標準」に規定する強度を有し、単管パイプ等の簡易的なものを使用しないこと。ただし、市長が市の施策を実現するためやむを得ないと認めるものはこの限りでない。</p> <p>太陽光発電設備の支持物の基礎は、原則として、布基礎、べた基礎又は杭基礎（地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を求めるための地盤調査の方法並びにその結果に基づき地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を定める方法等を定める件（平成13年国土交通省告示第1113号）第5項の規定による安全性確認がされた物に限る。）とし、簡易的なものでないこと。ただし、市長が市の施策を実現するためやむを得ないと認めるものはこの限りでない。</p>
地域住民等との共生	市街地及び住宅密集地帯への地域住民等への説明	市街地及び住宅密集地帯では、生活環境、景観、防災等の点で特にトラブルが発生しやすいことから、事前に事業内容を地域住民等に十分説明し、理解を得た上で必要な対策を講ずること。
	工事に伴う苦情及び要望への対応	工事の開始後に、事業に関して苦情又は要望があった場合は、苦情者等に説明を行い、問題の解決のために必要な対策を講ずること。

【H30. 10. 17 環境審議会追加資料】

異常発生時及び災害時の対応	事業に起因すると思われる異常が発生した場合又は災害が発生した場合は、迅速かつ誠実に対応するとともに、速やかに市及び地域住民等に連絡すること。
設置事業に関する看板の設置	条例第7条第3項に規定する看板を事業区域内の見やすい場所に設置すること。

【別表】発電事業に関する遵守事項（案）

関連法令等の遵守	維持管理に関連する法令及び条例等を遵守すること。	
太陽光発電設備及び事業区域の維持管理	太陽光発電設備の保守点検	<ol style="list-style-type: none"> 1 太陽光発電設備は、電気事業法の保安規定等より定期的な保守点検を行い、適切に管理すること。 2 保守点検については、「太陽光発電システム保守点検ガイドライン（JEMA/JPEA制定）」により行うこと。
	事業区域の清掃等	事業区域内の施設及び敷地は、定期的に清掃、除草等を行い、適切に管理すること。
	除草剤の散布による周辺への影響の防止	<ol style="list-style-type: none"> 1 除草剤を散布する場合は、事前に散布の日時、使用する除草剤名、除草剤による影響等について、近隣関係者等への周知を図るとともに、周辺に飛散しないよう万全の対策を講ずること。 2 学校や病院等の公共施設、住宅又は農地に隣接している場合には、それぞれの関係者と十分に協議すること。
管理上通路の確保	事業区域と道路が接しており、管理上事業区域内に入ることには支障がないこと。	
設置した施設等の維持管理	<ol style="list-style-type: none"> 1 設置事業により設置した雨水処理施設、緩衝帯、緑化施設、敷材、工作物等について、棄損することなく適切に維持管理をすること。 2 設置事業により保全した山林を適切に管理すること。 	
事業区域への侵入防止措置	侵入防止フェンス等の維持管理	第三者の侵入防止のためのフェンス等を事故等が起こらないよう適切に管理すること。
	事業区域出入口の施錠措置	第三者が敷地内に侵入し、事故等が起こらないよう、出入口に施錠措置を講ずること。

発電事業に関する 看板の設置	災害発生時など緊急の場合に連絡がとれるよう、条例第11条第2項に規定する看板を事業区域内の見やすい場所に設置すること。	
異常又は災害発生 時の対応	異常発生時 の対応	周辺環境に影響を及ぼす異常(太陽光発電設備又はその他施設の破損、騒音、振動、雑草繁茂、雨水流出、土砂流出等)が発生した場合は、速やかに対処するとともに、状況及び対処について市及び近隣関係者へ報告すること。
	災害発生時 等の対応	落雷、洪水、台風、積雪、地震等が発生した場合は、速やかに現地を確認し、太陽光発電設備に異常が発生していた場合又は太陽光発電設備に起因すると思われる異常が発見された場合は、早急に対処するとともに、速やかに市及び近隣関係者に連絡すること。
	緊急対応マ ニュアルの 作成	異常又は災害が発生した場合に速やかに対応ができるよう、あらかじめ緊急時の連絡網及び事象別の対応を示した緊急対応マニュアルを作成すること。
苦情又は要望対応	発電事業の開始後に、当該発電事業に関して苦情又は要望があった場合は、苦情者等に説明を行い、問題の解決のために必要な対策を講ずること。	
撤去又は廃棄	<p>1 事業者は、太陽光発電施設の撤去又は廃棄について、設置事業の計画の段階から予定耐用年数等により検討し、事業計画に位置付けること。</p> <p>2 発電事業の終了後は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）及び「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイ</p>	

【H30. 10. 17 環境審議会追加資料】

	ドライン（環境省）」に基づき、事業者の責任において適正に処理すること。
--	-------------------------------------

野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例(案) 概要

1 条例制定の目的

太陽光発電設備の適正な設置、維持管理等に関して、事業の事前周知や事前協議、事業の着手、完了時における届出、維持管理に係る遵守事項を義務付けることで、災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全を図ろうとするものです。

2 条例(案)の主な内容

(1) 定義【第2条】

① 太陽光発電設備

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、同条第4項第1号に規定する太陽光を再生可能エネルギー源とする設備（建築物の屋根又は屋上に設置するもの、送電に係る電柱等を除く。）

② 設置事業

太陽光発電設備の設置を行う事業（盛土、切土等の土地の造成並びに立木及び竹木の伐採を含む。）

③ 発電事業

太陽光発電設備を維持管理する事業

④ 地域住民

事業区域を含む自治会（一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成される団体をいう。）の区域に居住する住民

⑤ 近隣関係者

事業区域の境界から50メートル以内の区域に土地又は建築物を所有する者及び当該建築物に居住する者

(2) 事業者の責務【第4条】

設置事業及び発電事業の実施に当たり、関係法令及びこの条例を遵守し、本市における災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全に十分配慮するとともに、地域住民及び近隣関係者（以下「地域住民等」という。）との良好な関係を保つよう努めることを規定します。

(3) 適用範囲【第5条】

発電出力が30キロワット以上の太陽光発電設備に係る設置事業及び発電事業について適用することを規定します。

(5) 抑制区域【第6条】

- ① 災害の防止、良好な生活環境の維持、豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全が必要な地区を抑制区域として指定することを規定します。
- ② 抑制区域において設置事業が計画された場合は、当該事業者に対し、当該設置事業を自粛するよう要請することを規定します。

(6) 設置事業の周知等【第7条】

- ① 事業者は、周知又は説明会の開催により、地域住民等の理解を得るよう努めなければならないことを規定します。
- ② 事業者は、事業に着手しようとする日の60日前から設置事業が完了する日まで、規則で定める看板を設置しなければならないことを規定します。

(7) 届出及び協議【第8条】

事業者は、市内において設置事業を実施しようとするときは、当該設置事業に着手しようとする日の60日前までに、次に掲げる事項を記載した事前協議書を市長に届け出ることにより、市長と設置事業に関する協議を開始しなければなりません。

- ① 事業者の住所、氏名及び連絡先（法人にあっては、その名称、事務所の所在地、代表者の氏名及び連絡先。）
- ② 設置事業の着手予定年月日及び完了予定年月日
- ③ 事業区域の所在、地番、地目及び面積
- ④ 設置事業及び発電事業の内容

(8) 事業に関する遵守事項【第11条】

- ① 事業者は、設置事業及び発電事業の実施及び太陽光発電設備の維持管理に当たっては、以下の主な事項を遵守しなければなりません。

規則で遵守事項を規定

● 関連法令等の遵守

電気事業法を遵守し、太陽光発電設備の工事を行うことができる有資格者が決定していること等。

● 事業の確実性

事業者が事業区域の土地及び建物を使用する権利があること又は所有者の同意を得ていること。

● 生活環境の保全

太陽光発電設備のパネルによる反射光に関して、事前に地域住民等と協議し、必要な対策を講じること。

● 良好な景観の形成

市街地、住宅地等の街並み等景観を阻害しないように太陽光発電設備の設置位置、形態意匠、色彩等に配慮すること

● 災害の防止(防災・安全対策)

造成によりのり面が生じた場合、当該のり面が擁壁で覆われているか又は

のり面の保護対策がされていること。

- ② 事業者は、太陽光発電設備の発電事業が完了する日まで、規則で定める看板を設置しなければなりません。

(9) 報告及び立入調査【第13条】

事業者に対し、設置事業や発電事業に関する報告や資料の提出を求め、または市の職員が営業所、事業所、事業区域に立ち入り、設置事業または発電事業に関する事項についての調査や関係者に対して質問をさせることができることを規定します。

(10) 助言、指導及び勧告【第14条】

事業者に対して、必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができることを規定します。

また、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができることを規定します。

- ① 事業者が事前協議による届出をしない、または虚偽の届出をしたとき。
- ② 事業者が正当な理由なく、事前協議終了の通知を受ける前に事業に着手したとき。
- ③ 事業者が報告や資料の提出をしない、または虚偽の報告や資料の提出をしたとき、または立入調査を拒み、妨げ、忌避し、質問に対して答弁をしない、または虚偽の答弁をしたとき。
- ④ 助言又は指導に正当な理由がなく従わなかったとき。

(11) 公表【第15条】

勧告を受けた事業者が、正当な理由がなく勧告に従わないときは、当該勧告に従わない事業者の住所、氏名、勧告の内容を公表することができることを規定します。ただし、あらかじめ事業者に対して、公表の理由を通知し、意見を述べる機会を与えます。

3 条例の施行日について

平成31年4月1日から施行し、同年7月1日以後に設置事業に着手する太陽光発電設備に係る設置事業及び発電事業について適用する予定です。